

住まいのリフォーム考えてみませんか？

## 住宅リフォーム促進事業のお知らせ

美幌町では、町民のみなさんが、みずから居住する住宅のリフォーム及び耐震改修工事に対して、補助金を交付する制度を実施しています。

平成26年度も継続して、補助制度の実施を予定しています。

### 住宅リフォーム促進補助金

補助金額 工事費50万円以上(消費税を除く)のリフォーム工事に対し20%(最高で50万円の補助金)  
事業実施期間 平成26年度から28年度までの3年間(予定)

### 住宅耐震改修補助金

補助金額 耐震改修工事の工事費(消費税を除く)に応じ最高30万円  
事業実施期間 平成23年度から27年度までの5年間(予定)

#### ・受付

平成26年3月3日(月)から平成26年4月4日(金)

#### ・施工業者

リフォーム助成制度に基づき登録を行った、町内に事業所、営業所を持つ法人・個人の施工業者に限ります。(事業者登録は、平成26年3月3日(月)より随時受け付けます。昨年度登録を行った事業者も、再度登録の手続きが必要となります。)

#### ・対象住宅

町内の住宅で、平成26年度中に、建築後5年以上を経過する住宅。

※各制度は、新年度予算議決後に正式決定となります。

#### ○問い合わせ先

建設水道部 建築グループ 指導担当

Tel 73-1111 内線257

町のホームページにも制度について掲載していますのでご覧下さい。

裏面をよく読んでご検討下さい。

## ○対象工事

対象工事費が50万円以上(消費税及び地方消費税を除く)で、補助金交付決定後から平成27年3月31日までに、工事費用の支払いも含めて完了する以下の工事。

- 1 住宅の増築及び改築工事
- 2 壁紙の貼りかえ、外壁の塗装、水回りなどの修繕工事
- 3 除雪の負担を軽くするロードヒーティング等の外構工事
- 4 住宅の断熱化、二酸化炭素の排出が少ない設備機器の設置工事

**注意: 工事着工は、補助金交付決定通知を受け取ってからとなります。**

(交付決定前に着手又は完了している工事は補助の対象になりません)

## ○対象とならない工事

- 1 新築工事
- 2 門、塀等の外構工事
- 3 家電、家具等の持ち運び可能な物品の購入費
- 4 その他(産業廃棄物運搬処理費)

## ○補助の対象者

以下の全ての要件を満たしている方(同一住宅及び同一人について、制度の利用は1回限りとなります。)

- 1 美幌町に住所を有している方又は住所を有しようとする方
- 2 リフォームを行う住宅を所有しており、かつ、その住宅に現に居住している方又はその住宅に工事完了後に居住する方
- 3 町税を滞納していない方(同一世帯に居住する方も含む)

## ○申請

補助金の交付申請は、施工業者に手続きの委任をすることもできます。

## ○その他

リフォーム工事にあわせて、耐震改修助成制度の他、既にある下記の町の補助制度も利用できます。(それぞれの制度に予算がありますので、利用できない場合が有ります。また、各制度単独の利用も可能です。)

・住宅設備改善事業

(バリアフリー関係。概ね65歳以上又は身体障害者手帳を有し、  
下肢又は視力等が不自由で室内の移動が困難な方がいる世帯)

…最高9万円(介護保険適用の場合は、最高18万円)

・町産材活用促進事業…使用木材1㎡あたり4万円

・木質ペレットストーブ購入補助事業…最高20万円(※平成26年度に変更する場合があります。)

・太陽光発電システム装置モニター…一律10万円

